

アトリオ ドゥーエ 武蔵小山 会員規約

	第1章 総 則	
(運営・管理)		
第1条	本規約は、東急スポーツシステム株式会社(以下「会社」といいます)が運営管理し、会社が定める本施設(以下「本クラブ」といいます)を対象とします。	
第2条	本クラブは東京都品川区小山3丁目4番地8号武蔵小山駅ビル内におきます。	

(目的)
第3条 本クラブは、第4条に定める会員が本クラブの諸施設（以下「施設」といいます）を利用することにより、品格のある会員相互の交流と友好を深め、かつ会員の心身の健康維持ならびに増進をはかることを目的とします。

	第2章 会 員	
(会員資格条件)		
第4条	本クラブの会員（以下「会員」といいます）は、本クラブの趣旨に賛同し、本規約、細則その他会社の定める事項を確認したうえ、これらを守ることを承諾した方で、次の各号のすべてに該当し、かつ、第6条により入会手続きを完了した方とします。 <ol style="list-style-type: none"> 本クラブの会員として、ふさわしい品位と社会的信用のある方。 健康状態が本クラブの施設の利用に支障のない方。 満年齢18歳以上の方。 刺青、ファッションタトゥー(シールを含む)等をしていない方。 暴力団ならびにそれに類する組織、またはその構成員と認められない方。 その他会社が適当と認めた方。 	
2	法人会員については、前項の条件はその構成員について適用するものとします。	

(会員区分)		
第5条	本クラブの会員は記名式とし、次の各号のとおり区分します。ただし、法人会員は無記名方式を併用します。 <ol style="list-style-type: none"> プレミア会員、マスター会員、レギュラー会員、ファミリー会員、ナイト&ホリデー会員、レディースU30会員、フィット&エステ会員、デイトタイム会員は、個人を対象とします。 プレミア家族会員およびマスター家族会員(以下、「家族会員」といいます)は、それぞれプレミア会員・マスター会員と、同居する家族で、第4条1項3号にかかわらず、満年齢15歳以上の個人を対象とします。 ファミリー会員は、同居する家族2人以上での入会を条件とし、第4条1号3号にかかわらず、満年齢15歳以上の個人を対象とします。ただし、必ず1名は満年齢18歳以上の個人を含むことを条件とします。 レディースU30会員は、施設利用開始時に満年齢30歳以下の女性の個人を対象とします。ただし、在籍中に満年齢31歳以上になった場合も、会社所定の退会手続きを行わない限り、レディースU30会員の資格を存続することができるものとします。 法人会員は、法人を対象とします。 	
2	各会員区分の内容は、会社が別に定めるとおりとします。	
3	会社は、必要に応じて会員区分を新設、変更または廃止できるものとします。	

(入会手続き)		
第6条	本クラブに入会を希望する方（以下「入会希望者」といいます）は、会社所定の申込手続きを行い、会社の承認を得るとともに、会社の定める諸費用を支払うものとします。ただし、入会希望者が未成年者の場合は、本人と保護者の連署にて会社所定の申し込み手続きを行うものとします。なお、保護者は本規約、細則その他会社の定める事項に基づく責任を、本人と連帯して負い、第18条に定める事項について同意するものとします。	
2	入会希望者の申込手続きは、次のとおりとします。 <ol style="list-style-type: none"> 入会希望者は、会社所定の入会申込書に必要な事項を記入、押印したうえ、必要書類等を添えて会社へ提出するものとします。 会社が入会審査を行い、会社所定の方法で通知するものとします。 入会希望者は、会社所定の期日内に、入会金、月会費および入会登録料を支払うものとします。 	
3	会員資格は、前項による入会金、月会費および入会登録料の支払いが完了し、かつ会社が入会を承認した日（以下「入会日」といいます）をもって取得するものとします。	
4	会社はその自由な裁量により、入会申込を承認しまたは承認しないことができるものとし、承認しない場合にその理由は示さないものとします。	

(入会金等)		
第7条	支払われた入会金および入会登録料その他の料金は、一切返還しないものとします。	

(会員規約等の遵守)
第8条 会員は本規約、細則その他会社が定める事項を遵守するものとし、これらに違反した場合、会社は施設の利用をお断りすることがあります。

(会員資格の喪失)		
第9条	会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失うものとします。この場合、本クラブに属する日を含む月までの月会費等その他の未納金がある場合、これらを直ちに完納するものとします。 <ol style="list-style-type: none"> 死亡 退会 除名 会員に対し、破産の申し立てがあったとき。 法人会員につき、法人が解散したまたは破産、会社更生、会社整理、民事再生等の申し立てがあったとき。 ファミリー会員については、同時に在籍しているファミリー会員が第1号の場合を除いて会員資格を喪失し、かつ他のファミリー会員だけでは 	

		第5条3項を満たしていない時、またはファミリー会員としての要件を欠くに至ったとき。
		(7) その他会員として相応しくないと会社が認めたとき。
	2	前項第1号及び4号の場合においてプレミア家族会員・マスター家族会員がいるときは、当該家族会員が会社所定の手続きにより申出を行い 会社が認めるときは、当該家族会員は、会社所定の手数料を支払うことにより、プレミア会員・マスター会員の資格を存続させ、これを継承することができるものとします。
	3	第1項第1号及び4号の場合において第5条3項の要件を欠くファミリー会員がいるときは、当該ファミリー会員が会社所定の手続きにより申し出を行い会社が認めるときは、当該ファミリー会員は会社所定の手数料を支払うことにより、レギュラー会員の資格を存続させ、これを継承することができるものとします。なお、ファミリー会員が複数いる場合、引き続きファミリー会員としての資格を有するものとします。

(資格の停止ならびに除名)		
第10条	会社は、会員が次の各号の一に該当する場合は、会員たる資格を一時的停止し、または除名することができるものとします。 <ol style="list-style-type: none"> 月会費等その他会社に対する支払いを2か月以上滞納したとき。 本規約その他会社が定める規則に違反したとき。 入会手続きに際して虚偽の申請をしたとき。 会員証を第三者に使用させるなどの不正を行ったとき。 施設内で営利行為を行ったとき。 施設等を故意または重大な過失により破損したとき。 本クラブの名誉、信用を著しく毀損し、または秩序を乱したとき。 その他会員として相応しくないと会社が認めたとき。 	

(休会および復会)		
第11条	会員が疾病、転勤その他やむを得ない事由により会社所定の手続きにより休会の届出を行い、会社がこれを認めたときは、会員は休会することができるものとします。ただし、休会期間は届出を行った月の翌月から2ヶ月以上で、かつ6ヶ月を超えない期間に限るものとします。	
2	会社は、休会中の会員の月会費の支払義務を免除します。ただし、休会中の会員は、会社所定の休会費を毎月支払わなければならないものとします。	
3	休会中の会員は、会社の承認を得て、いつでも復会するものとします。ただし、復会の手続きをとらずにその休会期間が6ヶ月を超えた場合は、当然に復会したものとみなします。	

(退会)		
第12条	会員は、第15条の会員証を添付した上、会社所定の退会手続きを行うことによって、本クラブを退会することができるものとします。この場合に、月会費等その他未納金がある場合は、これを直ちに完納するものとします。	

(月会費)		
第13条	会員は、別に定める月会費を施設の利用の有無を問わず、会社所定の方法にて、会社に支払うものとします。なお、納入された月会費は、一切返還しないものとします。	

(会員の権利)		
第14条	会員の権利は、施設を利用する権利をその内容とします。	
2	会員は、施設を利用する権利を譲渡、転貸、質入等することができないものとします。	
3	会員は、本クラブの運営管理について、関与する権利をもたないものとします。	

(会員証)		
第15条	会社は、会員に対し、会員証を交付するものとします。	
2	会員証は、記名した本人（法人会員場合は法人の構成員）以外使用できないものとします。	
3	会員証は、譲渡、転貸、質入等することができないものとします。	
4	会員は、会員証を紛失した場合は、直ちに会社所定の手続きを行い、再発行の申請をするものとします。なお、再発行には、会社所定の再発行手数料を支払うものとします。	
5	会員が会員資格を喪失した場合は、会員証を直ちに会社に返還するものとします。	

(施設の利用)		
第16条	会員は、別途利用料金等が設けられている場合、会社所定の利用料金等を支払うことにより、施設を利用することができるものとします。	
2	会員は、施設を利用する場合は、その会員証を会社所定の係員に提出するものとします。	
3	会員は、施設では会社所定の係員の指示に従うものとします。	
4	会員は、本クラブの営業時間中に、本規約、細則、その他会社が定める事項に従い、施設を利用できるものとします。ただし、会社が特別行事の開催その他、施設の維持管理上必要でやむを得ないと会社が認めた場合は、施設の一部または全部について会員の利用を制限することができるものとします。	
5	前項ただし書きの場合、会員は会社に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。	

(ビジター)		
第17条	会員は、会社の承認を得て会員以外の方（以下「ビジター」という）を同伴又は紹介することができるものとします。	
2	会社は、会員の優先的な施設の利用が妨げられない限度において、ビジターに施設を利用させることができるものとします。	
3	ビジターの利用料金その他ビジターの利用に関する事項は、別に定めるものとします。	
4	会員は、その同伴または紹介したビジターに対し、本規約、細則その他会社が定める事項をその責任において遵守させるものとします。	

(責任事項)		
第18条	会員は、自己の責任と負担において本クラブを利用するものとしま	
2	会社は、会社の責に帰すべき事由による場合を除き、施設内で会員が発生した傷害、盗難等の人的、物的事故については一切の責任を負わないものとし	
3	会員は、本クラブの施設を利用中に自己の責に帰すべき事由により、会社、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償するものと	
4	会員が同伴または紹介したビジターが会社に対して支払うべき利用料および会社または本クラブに対して損害を与えた場合の損害賠償その他一切の債務については、会員はビジターと連帯してその責任を負うものと	

	第3章 その他	
(施設の廃止、利用の制限)		
第19条	天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合、会社は施設の全部を閉鎖または一部を廃止、または利用を制限することができるものと	
2	会社が前項の定めに基づき施設を閉鎖した場合、本クラブは解散し、全ての会員はその資格を失うものと	
3	前2項の場合において、会員は会社に対し、何らの異議を申し立てることができないものと	

(個人情報の利用目的)		
第20条	会社は、会員の住所、氏名、電話番号、健康情報等の個人情報は、次の各号の場合に限り利用するものと	
1	会社が何らかの理由で会員に連絡をとる必要が生じたとき。	
2	会員の名簿管理、体調管理、会費管理をするとき。	
3	会社が運営する施設イベント、新商品開発等での案内、会費に関するダイレクトメールを送送するとき。	
4	会社のサービスや商品の改善のためにマーケット分析を行うとき。	
2	会社は、会費を自動振替するために、会員の住所、氏名、金融機関等の個人情報を振替業務およびクレジット決済業務委託業者に預けることができるものと	
3	会員は、規約の改定に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものと	

	付則	
	本規約は、平成26年10月1日より発効	

アトリオ ドゥーエ 武蔵小山 細則

(入会金、月会費、利用料金等)		
第1条	アトリオドゥーエ武蔵小山（以下「本クラブ」といいます）の定める会員規約第6条、第13条、第16条の入会金、月会費、入会登録料ならびにその他の料金は、別に定めるものと	

(ビジター料金)		
第2条	会員規約第17条に定めるビジターの利用料金は、別に定めるものと	
2	会員が1回につき同伴または紹介できるビジターは、満18歳以上の方3名までと	

(入会金等の支払い)		
第3条	入会金、月会費、入会登録料その他会社が定める費用の支払いは、会社の指定する方法によるものと	

(東急TOP&カード入会等)		
第4条	会員の本クラブに係わる月会費の支払いは、東急カード株式会社が発行するTOP&カードによるものとし、会員はTOP&カードに入会するものと	
2	会員がTOP&カードを退会しようとする場合は、本クラブに届け出るものと	
3	会員がTOP&カードを退会した場合は、会員資格を喪失することがあるものと	

(月会費等費用の支払い)		
第5条	会員の月会費の支払方法は、東急カード株式会社が発行するTOP&カードによる決済もしくは前条1項ただし書により特に認められた場合は会員が指定する金融機関の預金口座振替によるものと	
2	月会費は、翌月分を毎月10日に締め切り、翌月10日に当該月分を支払うものと	
3	万が一、TOP&カードでの支払いが困難な場合、月会費支払いは別に定めるものと	
4	その他費用の支払いについては、その都度フロントカウンターにて会社所定の方法で支払うものと	

(施設利用の範囲)		
第6条	会員およびビジターは、本クラブ内全施設を利用することができるものと	
2	ただし、施設によっては会員およびビジターに予約を求めるほか、その利用時間を制限することがあるものと	

(営業時間)		
第7条	本クラブの営業時間ならびに利用時間は、別に定めるものと	

(変更事項)		
第21条	会員は、住所、連絡先等入会申込書記載事項に変更があった場合は、直ちに会社に届け出るものと	
2	会社から会員への通知連絡は、会員から届出のあった住所または連絡先に郵便で発送することにより、会員に届いたものとして取り扱われるものと	
3	ただし、会社が必要と認めた場合には、その内容を施設内の会社所定の掲示板その他の場所等に掲示することをもち、郵送による連絡通知に代えることができるものと	

(休業日)		
第22条	本クラブの定休日は、別に定めるものと	
2	会社は、施設の点検、補修ならびに改造等施設の管理上やむを得ない場合は、別途施設内に掲示または通知したうえ臨時に休業日を設け、または利用制限できるものと	
3	年末年始、夏期等の季節休館日については、別途掲示または通知するものと	
4	定休日の増加、臨時休業日を設定する場合、会社は会員に対する補償を要しないものと	
5	第2項ないし第4項の場合、会員は会社に対し、異議申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものと	

(料金 の改定)		
第23条	会社は、経済情勢の変動等により、入会金、月会費、入会登録料および休会費その他の料金を随時改定できるものと	

(細則等)		
第24条	本規約に定めのない事項ならびに運営上必要な事項は、別途細則等で会社が定めるものと	

(規約の改定ならびに効力)		
第25条	会社は、随時本規約を改定することができるものとし、その効力はすべての会員におよぶものと	
2	会員は、規約の改定に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものと	

	付則	
	本規約は、平成26年10月1日より発効	

	第2章 会 員	
(定休日)		
第8条	会員規約第22条第1項に定める定休日は、毎週月曜日と	

(会員の区分変更)		
第9条	会員が、やむを得ない事由により会員規約第5条で定める会員区分の変更を希望する場合、会社所定の手続きに基づき会社の変更を認めるときは、新会員区分への変更ができるものと	
2	この場合、新会員資格取得日（入会日）は、変更手続き完了日と	
3	前項の場合、会員は別に定める変更手数料を支払うものと	
3	会員区分の変更に伴い、入会時と変更時の入会金の差額が生じる場合は、その差額を会社へ支払うものと	

(名義変更)		
第10条	会社は、会員規約第9条第1項の場合を除き、会員の名義変更を一切行わないものと	

(届け出)		
第11条	会員は、休会、退会および会員区分を変更する場合は、その希望月の前月10日（当日が会員規約第22条の休業日にあたるときは翌営業日）までに本クラブのフロントに会員証を持参のうえ、会社所定の届出書を提出するものと	

(駐車場)		
第12条	会社は、本クラブ専用の駐車場をもたないものと	

(細則の改定ならびに効力)		
第13条	本クラブは、社会経済状況の変化に対応して、入会条件、その他条件を変更する必要がある場合には、随時本細則を改定することができるものとし、その効力は全てにおよぶものと	
2	会員は、細則の改定に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をできないものと	

	付則	
	本規約は、平成26年10月1日より発効	